

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5727750号  
(P5727750)

(45) 発行日 平成27年6月3日(2015.6.3)

(24) 登録日 平成27年4月10日(2015.4.10)

(51) Int.Cl.

**B42F 17/18 (2006.01)**

F 1

B 4 2 F 17/18

請求項の数 7 (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2010-237481 (P2010-237481)  
 (22) 出願日 平成22年10月22日 (2010.10.22)  
 (65) 公開番号 特開2012-86518 (P2012-86518A)  
 (43) 公開日 平成24年5月10日 (2012.5.10)  
 審査請求日 平成25年10月9日 (2013.10.9)

(73) 特許権者 000124085  
 加藤電機株式会社  
 神奈川県横浜市緑区十日市場町826番1  
 O  
 (74) 代理人 100076831  
 弁理士 伊藤 捷雄  
 (72) 発明者 小林 真一  
 神奈川県横浜市緑区十日市場町826番1  
 O 加藤電機株式会社内  
 審査官 谷山 稔男

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】名刺入れ

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

内部に複数枚の名刺を収容させることのできるケース体と、このケース体の側部に設けた名刺取出し口より上面に名刺を乗せた状態で水平方向へ旋回移動することによって前記ケース体へ出入り可能に取り付けられた名刺取出しプレートと、この名刺取出しプレートを一方向へ旋回付勢させる弾性手段とを有することを特徴とする、名刺入れ。

## 【請求項 2】

前記ケース体は、ケース本体と、このケース本体に対して開閉可能に取り付けられる蓋体と、この蓋体を前記ケース本体に対し閉成状態でロックする蓋体ロック手段とを有するものとしたことを特徴とする、請求項 1 に記載の名刺入れ。 10

## 【請求項 3】

前記ケース本体は、底板とこの底板上に取り付けられる名刺収容枠体とで構成されていることを特徴とする、請求項 2 に記載の名刺入れ。

## 【請求項 4】

前記ケース体には、当該ケース体の内部に収容させた名刺を前記名刺取出しプレートの側へ押圧する名刺押圧手段が設けられていることを特徴とする、請求項 1 に記載の名刺入れ。

## 【請求項 5】

前記ケース体には、前記名刺取出しプレートを内部に収容させた状態でロックするプレートロック手段が設けられていることを特徴とする、請求項 1 に記載の名刺入れ。 20

**【請求項 6】**

前記名刺取出しプレートの上面側の全部或は一部には、滑り止め用シートが取り付けられていることを特徴とする、請求項 1 乃至5のいずれか 1 項に記載の名刺入れ。

**【請求項 7】**

前記プレートロック手段は、前記ケース体より一部を露出させ、前記ケース本体に設けられた操作ボタン挿通孔へ非回転かつ軸方向へ摺動可能に設けられたところの係止フックを有する操作ボタンと、前記操作ボタン挿通孔の内底部と前記操作ボタンとの間に弾設された弾性手段と、前記名刺取出しプレートに形成した係止溝と、で構成したことを特徴とする、請求項 5 に記載の名刺入れ。

**【発明の詳細な説明】**

10

**【技術分野】****【0001】**

本発明は、複数枚の名刺を収納させておき、必要時に操作ボタンを押すことにより名刺を 1 枚ずつ自動的に素早く取り出すことのできる名刺入れに関する。

**【背景技術】****【0002】**

従来、複数枚の名刺を収納させた収納ケースに名刺の取出し口を設け、収納ケース底部に設けた板バネのような弾性手段を用いた押上げ手段で名刺を上方へ押し上げ、押し上げた名刺を蓋部の側に設けた窓部より指を入れて指と名刺との間の摩擦力によって名刺をスライドさせ 1 枚ずつ取出し口より押し出すことのできるものや、同じく押上げ手段を有し、蓋部の側に取出しボタン部材を摺動可能に取り付け、この取出しボタンに設けた係止部で最上段の名刺の端部を係止して取出し口より押し出すことができるようとしたものが、下記特許文献 1 と 2 に示したように、公知である。

20

**【先行技術文献】****【特許文献】****【0003】**

【特許文献 1】登録実用新案第 3108210 号公報

【特許文献 2】実開昭 62-63020 号公報

**【発明の概要】****【発明が解決しようとする課題】**

30

**【0004】**

然しながら、これまで提供されてきた名刺の取出しが容易な名刺入れは、前記特許文献 1 及び 2 に記載のものを含めて、いずれも手作業で名刺を送り出す形式であったため、素早く名刺を取り出すことができないという問題があった。また、最上部の名刺が不用意にケース外にはみ出して傷んでしまうという問題もあった。

**【0005】**

本発明は上記課題を解決するためになされたもので、その目的は、自動取出し機構を備えながらも、薄型で嵩ばらず、操作ボタンを押すことにより、名刺の収納ケースから名刺を 1 枚ずつ自動的に素早くかつ確実に取り出すことができ、さらに、名刺の保護が充分な名刺入れを提供せんとするにある。

40

**【課題を解決するための手段】****【0006】**

上述した目的を達成するために、本発明に係る名刺入れは、内部に複数枚の名刺を収容させることのできるケース体と、このケース体の側部に設けた名刺取出し口より上面に名刺を乗せた状態で水平方向へ旋回移動することによって前記ケース体へ出入り可能に取り付けられた名刺取出しプレートと、この名刺取出しプレートを一方向へ旋回付勢させる弾性手段とを有することを特徴とする。

**【0007】**

前記ケース体は、ケース本体と、このケース本体に対して開閉可能に取り付けられる蓋体と、この蓋体を前記ケース本体に対し閉成状態でロックする蓋体ロック手段とを有する

50

ものとすることが望ましいが、必ずしもこれに限定されるものではない。

【0008】

また、前記ケース本体は、底板とこの底板上に取り付けられる名刺収容枠体とで構成することが望ましいが、必ずしもこれに限定されるものではない。

【0009】

前記ケース体には、当該ケース体の内部に収容させた名刺を前記名刺取出しプレートの側へ押圧する名刺押圧手段を設けることが望ましい。

【0010】

前記ケース体には、前記名刺取出しプレートを内部に収容させた状態でロックするプレートロック手段を設けることが望ましい。

10

【0012】

前記名刺取出しプレートの上面側の全部或は一部には、滑り止め用シートが取り付けられることが望ましい。

【0013】

前記プレートロック手段は、前記ケース体より一部を露出させ、前記ケース本体に設けられた操作ボタン挿通孔へ非回転かつ軸方向へ摺動可能に設けられたところの係止フックを有する操作ボタンと、前記操作ボタン挿通孔の内底部と前記操作ボタンとの間に弾設された弾性手段と、前記名刺取出しプレートに形成した係止溝と、で構成することが可能である。ただし、かかる構成に限定されることなく、各種の構成を採用し得る。

20

【発明の効果】

【0014】

本発明の上記の如き構成によるときは、名刺取出し時に前記プレートロック手段のロックの解除操作を行うと、移動付勢された名刺取出しプレートがその上に名刺を1枚だけ載せた状態で外部へ露出するように旋回移動するため、ユーザーはその名刺を抜き取るだけでもよく、名刺を1枚ずつ取り出す操作を自動的に素早く確実に行うことが可能となるものである。

【0015】

また、前記名刺取出しプレートは水平方向へのみ移動するため、厚さ方向への駆動機構は設ける必要がなく、そのため、嵩ばらず、薄型のコンパクトな名刺入れを提供することができる。

30

【0016】

更にまた、前記名刺収容枠体内に収納された名刺は、前記名刺取出しプレートによって取り出されるまでは、名刺収容枠体の外へはみ出すということはないため、名刺の保護も充分になされ得るものである。

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】本発明に係る名刺入れの一実施例を示す斜視図である。

【図2】本発明に係る名刺入れの分解斜視図である。

【図3】本発明に係る名刺入れを、(a)閉じた状態と、(b)名刺を取り出す状態とで示す上面側から見た斜視図である。

40

【図4】本発明に係る名刺入れを、(a)閉じた状態と、(b)名刺を取り出す状態とで示す下面側から見た斜視図である。

【図5】本発明に係る名刺入れに名刺を収納する時の状態を示す斜視図である。

【図6】本発明に係る名刺入れの蓋体の内面に取り付けた名刺押圧手段を示す斜視図である。

【図7】本発明に係る名刺入れの名刺収容枠体及びこれに取り付けられる蓋体ロック手段の構成を示すため、それらの下面側を示す斜視図である。

【図8】本発明に係る名刺入れの蓋体ロック手段を説明するための図であり、その(a)図は図7中のA-A線に沿った一部破断拡大断面図であり、(b)図はその係止凸片の拡大斜視図である。

50

【図9】本発明に係る名刺入れの名刺取り出しプレートの構成を示す斜視図である。

【図10】本発明に係る名刺入れの底板の平面図である。

【図11】本発明に係る名刺入れの名刺取り出しプレートがケース体の内部へ収容され、底板と全面的に重なった状態を示す平面図である。

【図12】本発明に係る名刺入れの名刺取り出しプレートの一部分がケース体の外部へ露出し、プレート上の名刺を取り出しが可能な状態を示す平面図である。

【図13】本発明に係る名刺入れの名刺取り出しプレートのプレートロック手段の作動を説明するため、その要部を下側から見た説明図である。

【図14】本発明に係る名刺入れの名刺取り出しプレート付勢用の弾性手段としてのスプリングの拡大斜視図である。

【図15】本発明に係る名刺入れのプレートロック手段の操作ボタンの拡大斜視図である。

#### 【発明を実施するための形態】

##### 【0018】

以下、図面に基づき、本発明に係る名刺入れの好適な実施形態について詳細に説明する。

##### 【実施例】

##### 【0019】

図1乃至図5は、本発明に係る名刺入れの一実施例を示している。

##### 【0020】

図示する如く、本発明に係る名刺入れ1は、内部に複数枚の名刺Mを収容させることのできるケース体10を備え、このケース体10の側部には名刺取り出し口101が設けられ(図1参照)、名刺取り出しプレート3がその上面に1枚の名刺mを乗せた状態(図3、図4参照)で、前記名刺取り出し口101からケース体10へ出入り可能のように構成されて成るものである。

##### 【0021】

名刺取り出しプレート3は、これを名刺取り出し口101からケース体10の外側へ向けて一方向へ旋回移動させるよう、弾性手段としてのスプリング7(図2、図11~13参照)によって移動付勢されている。後述する如く、操作ボタン81を押して、スプリング7の弾性力に抗して名刺取り出しプレート3全体をケース体10内に収容した状態でロックするプレートロック手段8のロックを解除すると、前記弾性手段(スプリング7)の復元力により名刺取り出しプレート3がケース体10の外側へ向けて水平方向に旋回移動するようになっている。

##### 【0022】

即ち、図3及び図4に示すように、名刺取り出し時には、蓋体5の片隅に露出している操作ボタン81の頂部を押すと、名刺入れ1の一方の側部の名刺取り出し口101から名刺取り出しプレート3が旋回移動して出現し、名刺取り出しプレート3の上面に載って出てきた1枚の名刺mをケース体10より外側へ取り出すことができる。

##### 【0023】

名刺mを取り出した後、名刺取り出しプレート3を名刺入れ1内へ戻すように押し入れると、名刺取り出しプレート3は名刺入れ1内に収容された状態でプレートロック手段8によりロックされ、図1に示した状態に復帰し、次回に操作ボタン81が押されるまでその状態を維持する。

##### 【0024】

図示した実施例において、前記ケース体10は、図5に示される如く、底板2とこの底板2上に取り付けられる名刺収容枠体4とで構成されるケース本体11と、このケース本体11に対して開閉可能に取り付けられる蓋体5とから構成されている。

##### 【0025】

具体的には、名刺収容枠体4は、図2及び図7に示す如く、そのフレームに明けた複数のネジ孔418と底板2に明けた複数のネジ孔26を利用して、複数の止めネジ423に

10

20

30

40

50

より底板2に固定されている。また、蓋体5は、ヒンジ手段6a, 6bを、蓋体5の開閉軸支孔516と底板2の蓋体取付けピン穴25に挿通することにより、底板2に対して開閉可能に取り付けられている。尚、このヒンジ手段6a, 6bは、ピン状のものであるが、このものに限定されない。その他の公知のヒンジ手段に代えることができる。

#### 【0026】

蓋体5は、図6に示すように、天板部510とその4辺に沿って設けた周壁部511～514とを有する蓋体本体51から成り、天板部510の内面には、複数の名刺押圧手段52a, 52b, 52cが取り付けられている。

#### 【0027】

前記周壁部511～514のうち、対向する短辺上の周壁部512, 514には、前記の如く開閉軸支孔516がそれぞれ設けられ、これらの開閉軸支孔516と、底板本体21(図2参照)の対向する短辺の壁面に設けた蓋体取付けピン穴25とに、ヒンジ手段6a, 6bを挿通することによって、蓋体5を底板2に対して上下方向へ旋回移動可能、即ち、上下方向へ開閉可能なように取り付ける。10

#### 【0028】

蓋体5の天板部510の隅部には操作ボタン挿通孔518が明けられ、蓋体5を閉じたままの状態で、後述するプレートロック手段8の操作ボタン81の頂部815を指で押すことができるようになっている。尚、蓋体5の開閉は、上述したように、上下へ開閉させる形式でもよいが、携帯電話機の蓋体のように水平方向へスライドさせる形式でもよい。

#### 【0029】

また、図示した実施例において、蓋体5は、これを前記ケース本体11に対して閉成状態でロックする蓋体ロック手段9a, 9bによって、不用意に開くことがないようになっている。20

#### 【0030】

即ち、蓋体5の前記短辺側の周壁部512, 514には、係止孔517がそれぞれ設けられ、名刺収容枠体4のフレーム内に組み込んだ蓋体ロック手段9a, 9b(図2、図7及び図8参照。なお、図7は名刺収容枠体4の下面側を示す斜視図である。)の係止凸片91の先端がこれらの係止孔517に嵌入することによって、蓋体5が閉じた状態に保持されるようになっている。

#### 【0031】

蓋体ロック手段9a, 9b(両者は同一の構成であるので、図8では一方の蓋体ロック手段9aの構成のみを示してある。)は、係止凸片91、圧縮バネ92及び押さえ蓋93から成り(図7、図8参照)、係止凸片91及び圧縮バネ92は名刺収容枠体4の第1及び第2短辺フレーム413, 414上にそれぞれ形成した部品収容穴416a, 416b内に収容され、これらの穴の開口部は押さえ蓋93により閉鎖されるようになっている。具体的には、係止凸片91の凸部91a(図8参照)が、部品収容穴416a, 416bの側壁に明けた突出孔417a, 417bから突出する状態にして、圧縮バネ92により係止凸片91を背後から押圧するようにセットした上、部品収容穴416a, 416bの開口部に押さえ蓋93を取り付け、閉鎖するものである。係止凸片91の凸部91aの先端には、図8に示す如く、若干の丸味(アール)が付けられている。30

#### 【0032】

これによって、蓋体5を閉じた状態では、係止凸片91の凸部91aが蓋体5の前記係止孔517に嵌入して、蓋体5が閉成状態にロックされる。蓋体5を開けるときは、係止凸片91が突出孔417a, 417bより突出している部分を手指を用いて同時に押圧することにより、係止凸片91と係止孔517の間の係合が外れ、蓋体5の開成操作が可能となるものである。40

#### 【0033】

ケース体10の一部を構成する蓋体5の天板部510の内面には、前記の如く、名刺押圧手段52a, 52b, 52cが取り付けられ(図2、図6参照)、ケース体10の内部に収容された名刺Mを前記名刺取出しプレート3の側へ押圧するようになっている。これ50

らの名刺押圧手段 52a, 52b, 52c は、いずれも、スプリング 521 と、その一端を蓋体 5 の天板部 510 に固定する取付板 522 とから構成され、スプリング 521 の自由端側において名刺収容枠体 4 内に収納された複数枚の名刺 M を上から押圧するようになっており、これにより、最下層の名刺が名刺取出しプレート 3 の上面の後述する凹所 314 内に円滑に取り込まれるようになっている。取付板 522 はネジ 523 により天板部 510 の内面に固定される。この名刺押圧手段 52a, 52b, 52c は、ケース本体 11 の底部に取り付けてもよく、その取付箇所は限定されない。

#### 【0034】

前記名刺収容枠体 4 は、図 2 及び図 7 に示す如く、中央部が通常の名刺と略同サイズの空洞部 410 となった枠本体 41 から成り、この空洞部 410 内に 7 枚～16 枚程度の名刺 M が収納できるようになっている。

10

#### 【0035】

名刺収容枠体 4 の外方長辺フレーム 411 は、前記名刺取出し口 101 に臨む長辺であり、これと対向する内方長辺フレーム 412 には、前記名刺押圧手段 52a と 52c のスプリング 521 の自由端が、収容された名刺の枚数に応じて変位するのを阻害しないようするための切欠き凹部 421a, 421b が形成されている。

20

#### 【0036】

名刺収容枠体 4 の第 1 及び第 2 短辺フレーム 413, 414 上にそれぞれ形成した段差凸部 419a と 419b は、後述する底板 2 (図 2、図 10 参照) の上段面 27a と中段面 27c との段差を補償するための凸部であり、底板 2 の周壁に明けた段差凸部挿入孔 28a, 28b にそれぞれ嵌め込まれるようになっている。この段差凸部 419a 及び 419b を設けることにより、名刺取出し口 101 が狭くなつて名刺取出しプレート 3 の動きが阻害されるのが防止できる。

#### 【0037】

また、名刺収容枠体 4 の第 1 短辺フレーム 413 上に形成した支軸頭部受け穴 420 は、前記名刺取出しプレート 3 を旋回移動可能に軸支するため後述の底板 2 に設けた支軸 22 の頭部を受容する穴である。

#### 【0038】

更にまた、名刺収容枠体 4 の内方長辺フレーム 412 と第 1 短辺フレーム 413 とが交差する隅部には、後述するプレートロック手段 8 の操作ボタン 81 の頂部を通過させる操作ボタン挿通孔 415 が形成されている。この操作ボタン挿通孔 415 は、大径部 415a と、段差ストッパー 415b と、小径部 415c とから構成され、大径部 415a には、図 15 に示す操作ボタン 81 の大径部 812 が嵌入し、段差ストッパー 415b には操作ボタン 81 の段差部 813 が当接し、小径部 415c には操作ボタン 81 の小径部 814 が嵌入するようになっている。後述する如く、操作ボタン 81 は弾性手段 (コンプレッションスプリング) 82 によって上方向へ向けて付勢されているが、操作ボタン挿通孔 415 の前記段差ストッパー 415b によって、上方向への移動限界位置が規制されるようになっている。

30

#### 【0039】

また、名刺収容枠体 4 の内方長辺フレーム 412 の両端近くの下面には、位置決め凹部 422a, 422b が形成され、底板 2 の対応する位置に形成された位置決め凸部 29a, 29b と嵌め合わせることにより、底板 2 と名刺収容枠体 4 との正確な位置合わせができるようになっている。

40

#### 【0040】

また、上記の如く位置合わせを行つて底板 2 と名刺収容枠体 4 とを固定したとき、底板 2 の前記位置決め凸部 29a の側面 29c と、名刺収容枠体 4 の位置決め凹部 422a に臨む側面 422c との間には隙間が形成されるように設計されており、その隙間に操作ボタン 81 の回り止め突部 816 が嵌まり込むことにより、操作ボタン 81 の軸中心の回転が防止されるようになっている。

#### 【0041】

50

本発明において最も主要な構成要素である名刺取出しプレート3(図2、図9参照)は、水平方向へ旋回移動して前記名刺取出し口101より名刺を前記ケース体10外へ送り出すように構成されている。

#### 【0042】

図示した実施例において、名刺取出しプレート3は、その一方の短辺上に設けた軸支孔315に、底板2の一方の短辺上に設けた支軸22を挿通することにより、当該支軸22の中心点(従ってまた、軸支孔315の中心点)を中心に底板2に対して旋回移動可能なよう取り付けられ、支軸22の根元部に装着された弾性手段としてのスプリング7により、前記収容位置から進出位置へ向けて一方向に旋回移動するよう付勢されている。尚、スプリング7は、捩じリコイルスプリング、引張コイルスプリング、圧縮コイルスプリング等の弾性手段を用いてもよい。10

#### 【0043】

即ち、名刺取出しプレート3は、これが底板2上に全面的に重なった収容位置と、少なくともその名刺取出し側の辺縁部が前記底板の辺縁部よりも外部へ露出した進出位置との間で、名刺取出しプレート3の主平面に沿って水平方向に前記支軸22を中心に底板2に対して旋回移動可能なよう取り付けられている。

#### 【0044】

名刺取出しプレート3は、前記収容位置にあるときに、その上面の凹所314に名刺を1枚ずつ取り込み、その取出操作時に前記進出位置に移動したときに、その1枚の名刺を使用者が容易に取り出し得るように構成されている。20

#### 【0045】

即ち、名刺取出しプレート3の上面には、図9に詳しく示すように、その3辺に沿って外方長辺側上段面311と内方長辺側上段面312と短辺側上段面313とが同一平面上に形成されると共に、第1段差部310aによりこれより1段下がった中段面314a、314bが形成され、更に第2段差部310bによりもう1段下がった下段面314cが形成されている。下段面314cには、フェルト等から成る滑り止め用シート32が貼り付けられ、凹所314内に取り込まれた名刺が、名刺取出操作時の名刺取出しプレート3の旋回移動動作に伴う遠心力によって飛び出したり落下したりしないようになっている。従って、貼り付けられた滑り止め用シート32の上面の高さは、前記中段面314aの上面より僅かに高くなるように設定することが望ましい。滑り止め用シート32としては、フェルトのほか各種素材を用いることができる。また、滑り止め用シート32を用いる以外に、例えば名刺取出しプレート3の上面自体に細かい凹凸加工を施し、滑り止め効果を奏するようにしてもよい。30

#### 【0046】

また、第1段差部310aの段差量は、取り出すべき名刺1枚の厚さに等しいかそれよりわずかに少なめに設定される。名刺1枚の厚さより大きいと、下から2枚目の名刺に第1段差部310aのエッジが引っ掛けあって円滑な取出動作が阻害されるためである。

#### 【0047】

尚、名刺取出しプレート3の軸支孔315を設けた側とは反対側の短辺には、名刺をつかみ易くするための切欠き316が形成される。図9に示した実施例では、名刺取出時には、外方長辺側上段面311のある長辺側と切欠き316のある短辺側とを含む所定領域が、図3(b)図及び図4(b)図に示すように、外部へ露出するように名刺取出しプレート3が旋回移動する。40

#### 【0048】

尚、名刺取出しプレート3のスプリング作用端面318が設けられた側の隅部には、係止溝付き突部317が設けられ、その下面に、前記プレートロック手段8の操作ボタン81の係止フック811と係合する係止溝83が形成されている。

#### 【0049】

次に、底板2の構成について説明すれば、底板2の内面側には、図2、図10に示す如く、上段面27aと中段面27cとの間に第1段差部27bが設けられている。上段面250

7 a は前記名刺収容枠体 4 の下面に密着せしめられるが、中段面 2 7 c と名刺収容枠体 4 との間には第 1 段差部 2 7 b の段差に等しい間隔のスペースが形成され、このスペース内で名刺取出しプレート 3 が前記支軸 2 2 及び軸支孔 3 1 5 を中心に前記収容位置と進出位置との間で旋回移動可能に保持されるようになっている。前記スペースが外部へ通じる部分が前記名刺取出し口 1 0 1 に該当する。

#### 【0050】

尚、中段面 2 7 c より更に下には、第 2 段差部 2 7 d を設けることにより、円弧状に区切られた複数の下段面 2 7 e が設けられ、この下段面 2 7 e により複数の弓形のリブ部 2 7 f が形成され、底板 2 の軽量化を図りつつ、名刺取出しプレート 3 水平方向への旋回摺動の円滑化を図っている。

10

#### 【0051】

前記プレートロック手段 8 ( 図 2 、図 7 、図 11 ~ 15 参照。なお、図 13 はプレートロック手段 8 の取付位置を含む要部を下側から見た説明図であり、図 15 は操作ボタン 8 1 の拡大図である。 ) は、名刺取出しプレート 3 をケース体 1 0 の内部に収容させた状態でロックする機能を有するものであり、その構成は、前記ケース体 1 0 より一部を露出させ、前記ケース本体 1 1 に設けられた操作ボタン挿通孔 4 1 5 へ非回転かつ軸方向へ摺動可能に設けられたところの係止フック 8 1 1 を有する操作ボタン 8 1 と、この操作ボタン挿通孔 4 1 5 の内底部と前記操作ボタン 8 1 との間に弾設された弾性手段 8 2 と、前記名刺取出しプレート 3 に形成した係止溝 8 3 と、から成るものである。ここで、操作ボタン挿通孔 4 1 5 の内底部とは、図示した実施例の場合、名刺収容枠体 4 に設けた操作ボタン挿通孔 4 1 5 の真下の底板 2 上のプレートロック手段保持穴 2 4 の内底部 2 4 0 を指す。

20

#### 【0052】

従って、図示した実施例のものでは、プレートロック手段 8 は、係止フック 8 1 1 を有する前記操作ボタン 8 1 と、操作ボタン 8 1 を押し上げる方向 ( 図 13 では下方向 ) に付勢する弾性手段としてのコンプレッションスプリング 8 2 と、名刺取出しプレート 3 上に設けた係止溝 8 3 とから構成される。

#### 【0053】

名刺取出しプレート 3 が常態における前記収容位置にあるときは、操作ボタン 8 1 がコンプレッションスプリング 8 2 によって付勢されることにより、操作ボタン 8 1 の係止フック 8 1 1 は、名刺取出しプレート 3 の係止溝 8 3 と係合状態を保ち、それによって名刺取出しプレート 3 がその収容位置に保持されるようロックされる。

30

#### 【0054】

他方、名刺取出し時には、前記コンプレッションスプリング 8 2 の付勢力に抗して操作ボタン 8 1 の頂部 8 1 5 を押すことにより、係止フック 8 1 1 が係止溝 8 3 から離脱してロックが解除され、名刺取出しプレート 3 は前記スプリング 7 の付勢力により前記進出位置へ向けて水平方向へ旋回移動するものである。

#### 【0055】

尚、操作ボタン 8 1 は上記の如く軸方向へ摺動可能とする以外に、横方向へスライドさせたり、軸中心に回動させたりすることによりロックの掛け外しが可能なように構成することも可能であり、その他各種の構成を採用し得るものである。

40

#### 【0056】

上記名刺取出しプレート 3 の旋回移動機構及びそのプレートロック手段 8 等を組み立てる際には、先ず、名刺取出しプレート 3 を旋回移動させるためのスプリング 7 と、プレートロック手段 8 とを底板 2 上にセットし、その上に名刺取出しプレート 3 をかぶせるようにして取り付ける ( 主に図 2 参照 ) 。

#### 【0057】

即ち、スプリング 7 については、その曲がり部 7 1 を底板 2 の一方の短辺側に設けた支軸 2 2 の根元部に装着し、スプリング 7 の作用アーム 7 3 が底板 2 のスプリング収容凹部 2 3 a 内に収容され、止めアーム 7 2 がスプリング収容凹部 2 3 b 内に収容されるようにセットする ( 図 2 、図 10 、図 14 参照 ) 。後述する如く、スプリング 7 の作用アーム 7

50

3の先端部であって上方向へ曲げられた作用端部74は、底板2の後述する中段面27cよりも上へ突出して、後述する名刺取出しプレート3の一方の短辺側に形成されたスプリング作用端面318に圧接せしめられ、名刺取出しプレート3をその進出位置へ向けて移動付勢するようになっている。

#### 【0058】

また、プレートロック手段8については、そのコンプレッションスプリング82と操作ボタン81とを、底板2の一つの隅部に設けたプレートロック手段保持穴24内に嵌め入れた状態にする。より具体的には、コンプレッションスプリング82をプレートロック手段保持穴24内に嵌め込み、その上に操作ボタン81をかぶせることにより、プレートロック手段保持穴24の内底部240と操作ボタン81の頂部815の内面との間にコンプレッションスプリング82のスプリング力が作用するように構成される。10

#### 【0059】

然るのち、名刺取出しプレート3の一方の短辺側に設けた軸支孔315を底板2の前記支軸22に嵌め合わせ、名刺取出しプレート3が底板2の上に重なるようにセットする。このとき、スプリング7の作用端部74が名刺取出しプレート3の前記スプリング作用端面318に作用するよう、スプリング作用端面318にスプリング7の作用端部74を圧接させた状態とした上で、更にその上に名刺収容枠体4を重ね合わせ、名刺収容枠体4を底板2に固定する。即ち、名刺収容枠体4の各フレーム部に設けた複数のネジ孔418と、底板2の辺縁部に設けた複数のネジ穴46とを利用して複数の止めネジ423によりネジ止めすることによって、名刺収容枠体4と底板2を固定する。その際、プレートロック手段8の操作ボタン81の頭部が、名刺収容枠体4の隅部に設けた操作ボタン挿通孔415内に挿通されるようにして名刺収容枠体4と底板2とを固定する。20

#### 【0060】

また、組立完成後における操作ボタン81の軸中心の回転を防止（回り止め）するため、操作ボタン81の前記回り止め突部816が、底板2の前記位置決め凸部29aの側面29cと、名刺収容枠体4の位置決め凹部422aに臨む側面422cとの間の隙間に挟まれて嵌まり込むようにセットした上で、名刺収容枠体4と底板2とを固定するようとする。

#### 【0061】

尚、名刺収容枠体4を底板2に固定する時点で、プレートロック手段8の操作ボタン81の係止フック811を、名刺取出しプレート3の係止溝付き突部317に形成した係止溝83に係合させた状態（名刺取出しプレート3が底板2と全面的に重なり、底板2と名刺収容枠体4との間に完全に収容された状態）としておく必要はないが、係合させておいても支障はない。30

#### 【0062】

上記の如くして名刺収容枠体4と底板2とを固定した後、蓋体5を底板2に開閉可能なようヒンジ止めする。即ち、前記の如く、蓋体5の前記開閉軸支孔516と、底板2の蓋体取付けピン穴25とに、ヒンジ手段6a, 6bを挿通、固定することによって、蓋体5を底板2に対して開閉可能なように取り付ける。

#### 【0063】

次に、本発明に係る名刺入れ1の作用効果について説明する。

本発明の名刺入れ1は、図示する如く薄くコンパクトに構成され、前記名刺収容枠体4の内部に約7枚～16枚程度の名刺を収納できる。

#### 【0064】

即ち、名刺収容枠体4は水平方向に旋回移動し、その駆動力源であるスプリング7も水平面内で作動するため、名刺入れを全体的に薄くコンパクトに構成することができる。

#### 【0065】

また、名刺入れ1を持ち運ぶ際には、複数枚の名刺Mは名刺収容枠体4の内部に収納され、蓋体5によって完全にカバーされており、前記名刺取出しプレート3により取り出されるまでは、外部に露出することがないため、名刺が傷むことはなく、充分に保護される50

。

**【0066】**

名刺入れ1内へ名刺を収納させる際には、図5に示す如く、名刺入れ1の蓋体5を開き、名刺収容枠体4内へ複数枚（約7枚～16枚）の名刺Mを差し入れるようにする。

**【0067】**

名刺を取り出す際には、前記プレートロック手段8の操作ボタン81を押すだけの簡単な操作で、名刺を1枚ずつ名刺取出しプレート3に載せて素早く取り出すことができる。

**【0068】**

以下、図11、図12及び図13を参照しつつ、名刺取出しプレート3及びプレートロック手段8の作動について説明する。

10

**【0069】**

図11及び図13(a)図は、名刺取出しプレート3が底板2と全面的に重なり、前記収容位置に保持されているときの状態を示している。

**【0070】**

このとき、図13(a)図に示すように、コンプレッションスプリング82と操作ボタン81は、底板2のプレートロック手段保持穴24に嵌め込まれた位置にあり、操作ボタン81の係止フック811は名刺取出しプレート3の係止溝83と係合し、コンプレッションスプリング82の押上げ力によって操作ボタン81が上方向（図13では下方向）へ押されることにより、上記係合状態（ロック状態）が維持されている。

**【0071】**

20

即ち、この状態において、底板2の前記支軸22により軸支されたスプリング7はその曲げ応力が蓄積された状態にあり（図11を併せて参照）、その先端の作用端部74は名刺取出しプレート3のスプリング作用端面318に作用して、名刺取出しプレート3を支軸22を中心に図中反時計方向に旋回移動させようとするが、係止溝83に係止フック811が係合したロック状態にあるため、当該旋回移動は阻止された状態にある。

**【0072】**

尚、操作ボタン81は、その段差部813（図15参照）が、名刺収容枠体4の操作ボタン挿通孔415（図7参照）の段差ストッパー415b（図7参照）に阻止され、それより先（上）へは移動しないようになっている。

**【0073】**

30

次いで、名刺を取り出すために、図13の(b)図に示す如く、前記コンプレッションスプリング82のスプリング力に抗して操作ボタン81の頂部815を指で押すと、操作ボタン81の係止フック811が係止溝83から離脱し、図13(c)図及び図12に示すように、スプリング7の付勢力によって名刺取出しプレート3が軸支孔315（支軸22）を中心に図中反時計方向に旋回移動し、前記進出位置に変位するので、図3(b)図、図4(b)図及び図12に示すような名刺取出し可能な状態になる。

**【0074】**

尚、図12に示すように、名刺取出しプレート3が所定角度だけ旋回し、その1つの角部319が、底板2の1つの角部近くの周壁内面20にぶつかることによって、名刺取出しプレート3のそれ以上の旋回移動は阻止されるものであり、前記周壁内面20がストッパーとしての役割を果たすものである。この名刺取出しプレート3の旋回時に所定角度（実施例では20度）以上旋回しないように構成されていることは、名刺mは常に名刺押圧手段52a, 52b, 52cによって名刺取出しプレート3側へ押圧されているので、次の名刺mを名刺取出しプレート3上にスムーズに載置させるために必要である。

40

**【0075】**

名刺を取り出した後、名刺取出しプレート3を元の収容位置に戻すには、図13(d)図に示すように、進出した名刺取出しプレート3を指で押し戻し、軸支孔315（支軸22）を中心に時計方向に旋回移動させる。名刺取出しプレート3が当初の収容位置に近くなると、名刺取出しプレート3に設けた係止溝付き突部317の外周面により係止フック811が押し下げられ（図13では押し上げられ）、更に名刺取出しプレート3を内部へ

50

押し入れると、係止フック 8 1 1 が係止溝 8 3 に係合し、同時にその側部 3 1 が底板 2 の内側部 2 3 c に当接して、図 1 3 ( a ) 図及び図 1 1 に示すような元の収容位置に保持された状態に復帰する。

#### 【 0 0 7 6 】

尚、本発明は上記実施例に限定されるものではない。

即ち、前記の如く、例えば、蓋体 5 の開閉方式は、図示した実施例のような上下に旋回させる形式に限らず、水平方向へスライドさせる形式でもよい。

#### 【 0 0 7 7 】

名刺押圧手段 5 2 a , 5 2 b , 5 2 c も、蓋体 5 の内面に取り付ける以外に、前記名刺収納枠 4 自体に設けるようにしてもよく、その取付箇所は限定されない。 10

#### 【 0 0 7 8 】

また、名刺取出しプレート 3 も上記の如き旋回移動形式に限らず、横又は縦方向への直線的なスライド形式とすることも可能である。

#### 【 0 0 7 9 】

また、名刺取出しプレート 3 の上面に取り付けられる滑り止め用シートとしては、フェルトのほか各種素材を用いることができる。また、滑り止め用シートを用いる代わりに、例えば名刺取出しプレートの上面自体に細かい凹凸加工を施し、滑り止め効果を奏するよう構成してもよい。

#### 【 0 0 8 0 】

更にまた、前記プレートロック手段 8 についても各種各様の設計変更が可能であり、例えば、操作ボタンは前記の如く軸方向へ摺動可能とする以外に、横方向へスライドさせたり、軸中心に回動させたりすることによりロックの掛け外しが可能なように構成することも可能であるなど、各種の構成を採用し得るものである。 20

#### 【 0 0 8 1 】

よって、本発明はその目的の範囲内において上記の説明から当業者が容易に想到し得るすべての変更実施例を包摂するものである。

#### 【 産業上の利用可能性 】

#### 【 0 0 8 2 】

本発明は叙上の如く構成したので、1枚ずつの名刺の取出し動作を自動的に素早く行うことができ、薄型で嵩ばらず、名刺の保護も充分である上に、名刺を渡す相手方に自己の印象を強めることのできる名刺入れとして好適に用いられるものである。 30

#### 【 符号の説明 】

#### 【 0 0 8 3 】

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1           | 名刺入れ               |
| 2           | 底板                 |
| 3           | 名刺取出しプレート          |
| 4           | 名刺収容枠体             |
| 5           | 蓋体                 |
| 6 a 、 6 b   | ヒンジ手段              |
| 7           | 名刺取出しプレート付勢用のスプリング |
| 8           | プレートロック手段          |
| 9 a 、 9 b   | 蓋体ロック手段            |
| 10          | ケース体               |
| 11          | ケース本体              |
| 20          | 周壁内面               |
| 21          | 底板本体               |
| 22          | 支軸                 |
| 23 a 、 23 b | スプリング収容凹部          |
| 24          | プレートロック手段保持穴       |
| 25          | 蓋体取付けピン穴           |

10

20

30

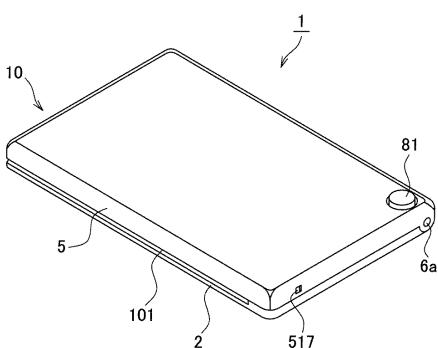
40

50

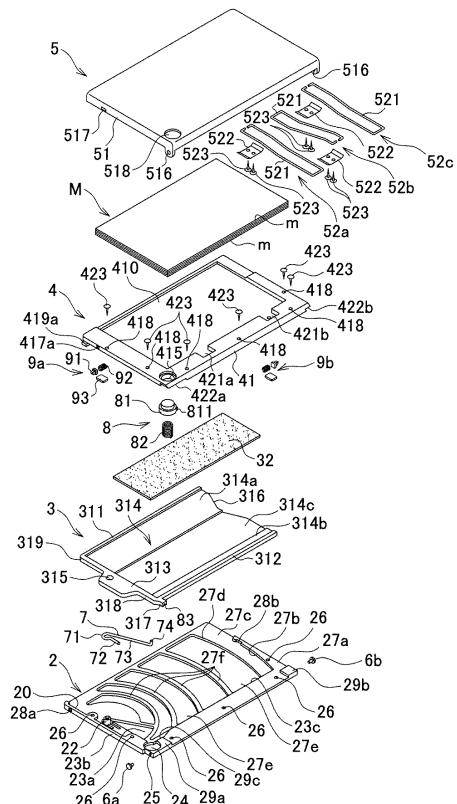
2 6	ネジ穴	
2 7 a	上段面	
2 7 b	第 1 段差部	
2 7 c	中段面	
2 7 d	第 2 段差部	
2 7 e	下段面	
2 7 f	リブ部	
2 8 a、2 8 b	段差凸部挿入孔	
2 9 a、2 9 b	位置決め凸部	
2 9 c	凸部の側面（操作ボタンの回り止め）	10
3 1	側部	
3 2	フェルト等の滑り止め用シート	
4 1	枠本体	
5 1	蓋体本体	
7 1	曲がり部	
7 2	止めアーム	
7 3	作用アーム	
7 4	作用端部	
8 1	操作ボタン	
8 2	コンプレッションスプリング（弾性手段）	20
8 3	係止溝	
9 1	係止凸片	
9 1 a	凸部	
9 2	圧縮バネ	
9 3	押さえ蓋	
1 0 1	名刺取出し口	
2 4 0	穴の内底部	
3 1 0 a	第 1 段差部	
3 1 0 b	第 2 段差部	
3 1 1	外方長辺側上段面	30
3 1 2	内方長辺側上段面	
3 1 3	短辺側上段面	
3 1 4	凹所	
3 1 4 a、3 1 4 b	中段面	
3 1 4 c	下段面	
3 1 5	軸支孔	
3 1 6	切欠き	
3 1 7	係止溝付き突部	
3 1 8	スプリング作用端面	
3 1 9	角部	40
4 1 0	空洞部	
4 1 1	外方長辺フレーム	
4 1 2	内方長辺フレーム	
4 1 3	第 1 短辺フレーム	
4 1 4	第 2 短辺フレーム	
4 1 5	操作ボタン挿通孔	
4 1 5 a	大径部	
4 1 5 b	段差ストッパー	
4 1 5 c	小径部	
4 1 6 a、4 1 6 b	部品収容穴	50

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 4 1 7 a、4 1 7 b     | 突出孔                 |
| 4 1 8               | ネジ孔                 |
| 4 1 9 a、4 1 9 b     | 段差凸部                |
| 4 2 0               | 支軸頭部受け穴             |
| 4 2 1 a、4 2 1 b     | 切欠き凹部               |
| 4 2 2 a、4 2 2 b     | 位置決め凹部              |
| 4 2 2 c             | 凹部に臨む側面（操作ボタンの回り止め） |
| 5 1 0               | 天板部                 |
| 5 1 1 ~ 5 1 4       | 周壁部                 |
| 5 1 6               | 開閉軸支孔               |
| 5 1 7               | 係止孔                 |
| 5 1 8               | 操作ボタン挿通孔            |
| 5 2 a、5 2 b , 5 2 c | 名刺押圧手段              |
| 5 2 1               | スプリング               |
| 5 2 2               | 取付板                 |
| 5 2 3               | ネジ                  |
| 8 1 1               | 係止フック               |
| 8 1 2               | 大径部                 |
| 8 1 3               | 段差部                 |
| 8 1 4               | 小径部                 |
| 8 1 5               | 頂部                  |
| 8 1 6               | 回り止め突部              |
| M                   | 複数枚の名刺              |
| m                   | 各名刺                 |

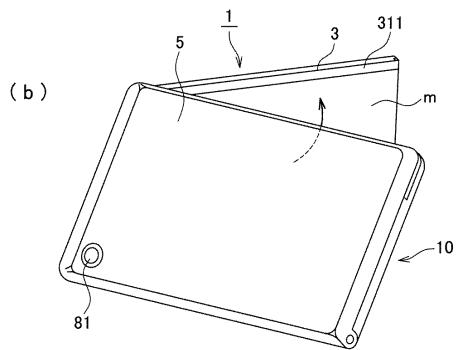
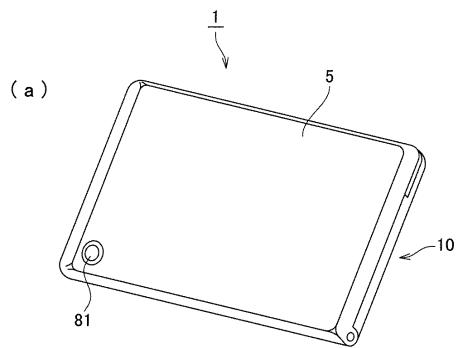
【図1】



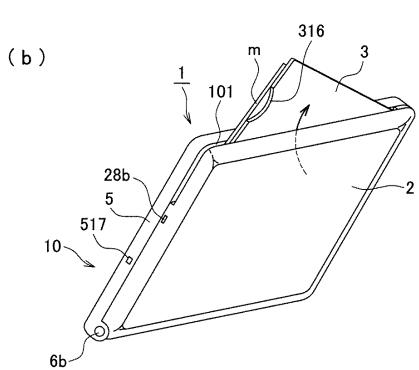
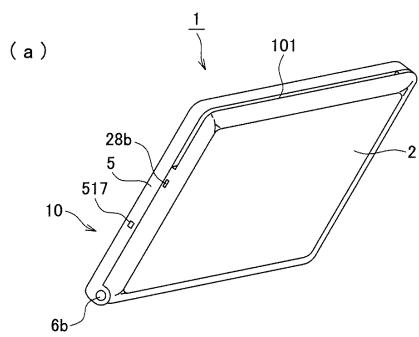
【 図 2 】



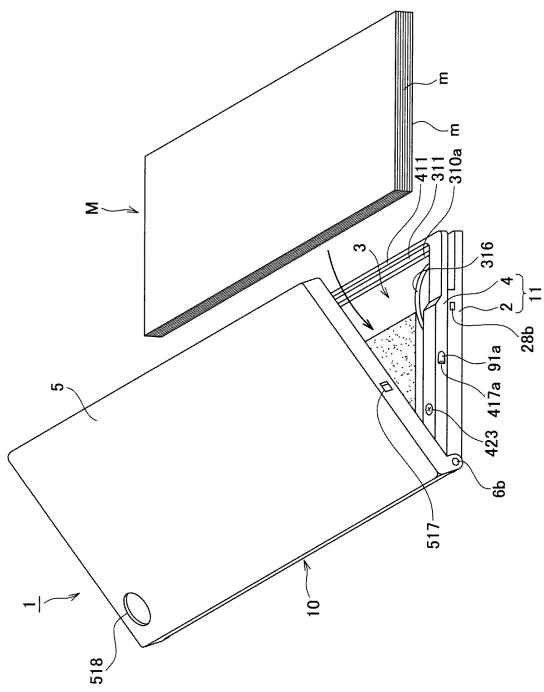
【図3】



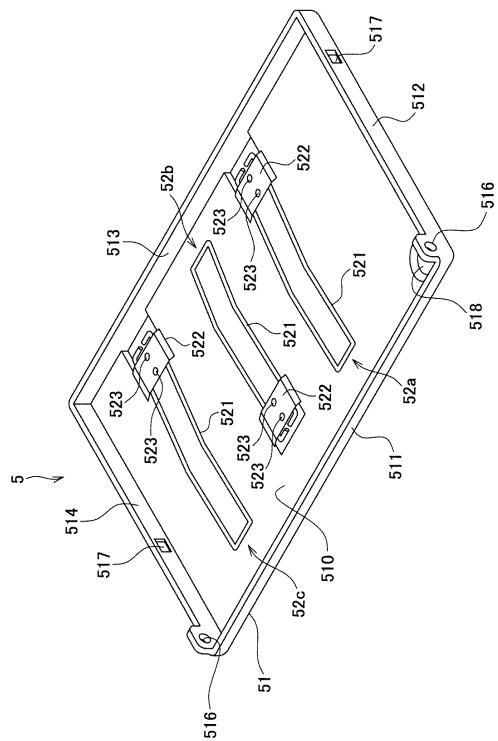
【図4】



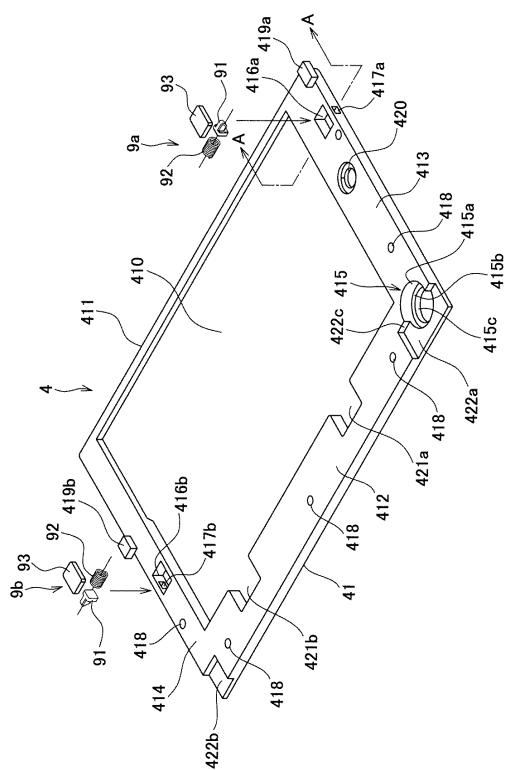
【図5】



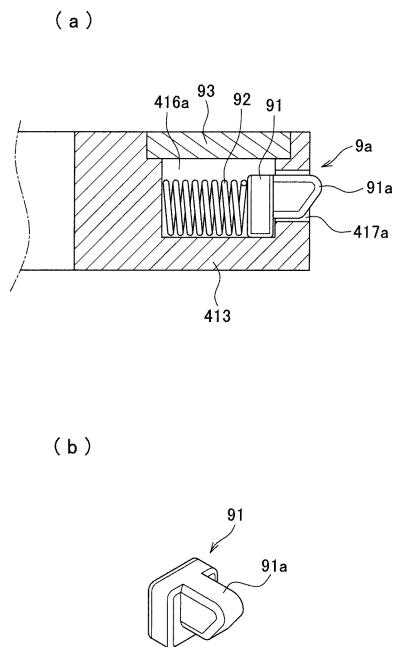
【図6】



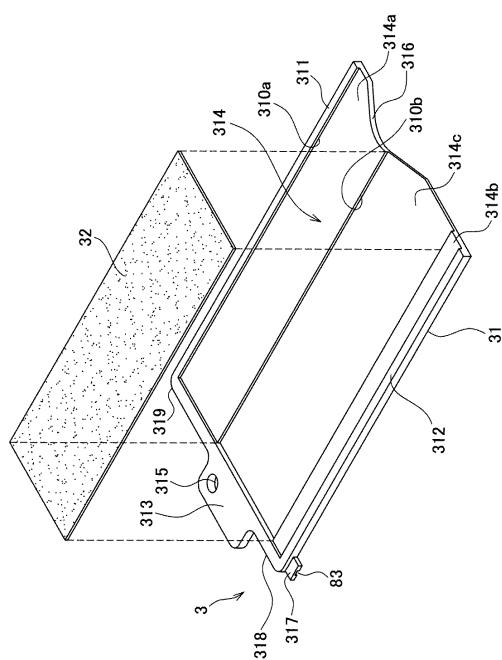
【 四 7 】



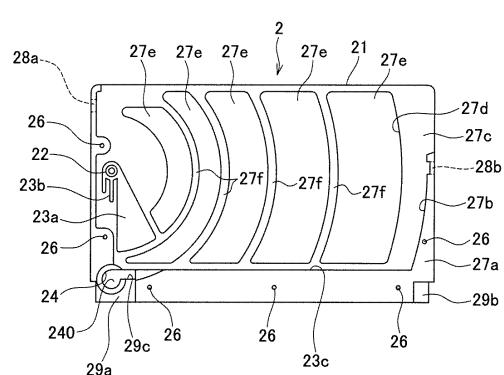
【 8 】



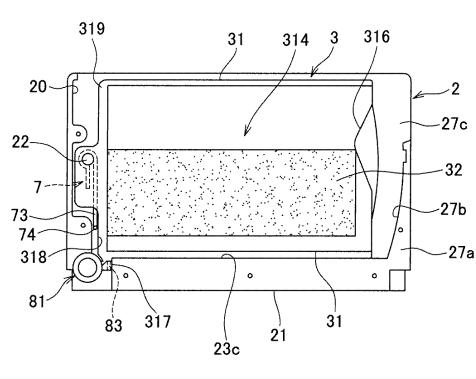
【図9】



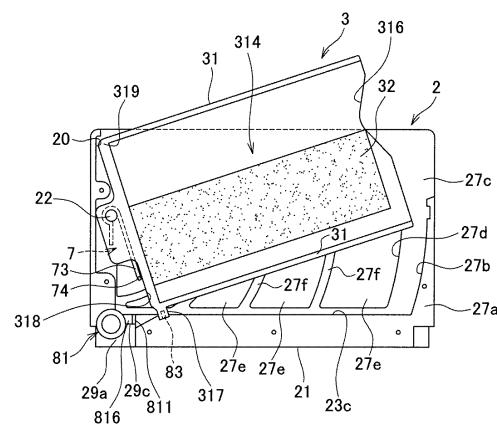
【図10】



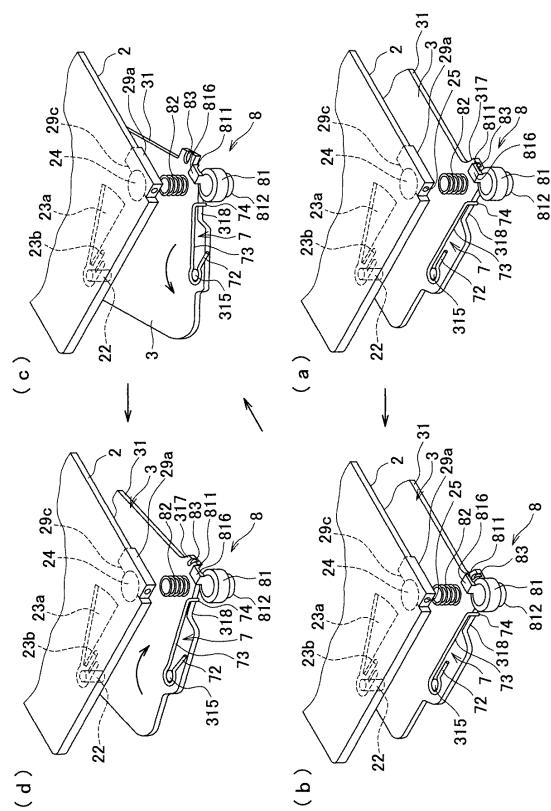
【図 1 1】



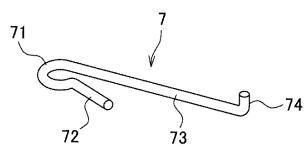
【図12】



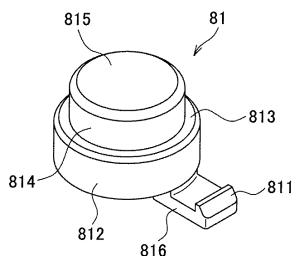
【図13】



【図14】



【図15】



---

フロントページの続き

(56)参考文献 実開昭49-050338(JP,U)  
実開平04-066130(JP,U)  
特開2000-023726(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B42F 17/00 - 17/34  
B42F 7/14  
B65D 83/08  
A45C 1/00 - 15/08  
A45F 3/00 - 3/04  
A45F 3/12